

裁 決 書

審査請求人 根本 尚之
処分庁 西東京市議会議長
保谷 なおみ

審査請求人が令和3年8月5日に提起した処分庁による公文書不開示決定処分に係る審査請求（令和3年度西議個情査第1号事件。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

本件は、審査請求人が、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、令和3年6月10日に開催された予算特別委員会（以下「本委員会」という。）の会議に係る録音データ（以下「本件録音データ」という。）の開示請求を行ったところ、西東京市議会議長（以下「処分庁」という。）が、同年7月16日に不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を取り消すことを求めているものである。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

令和3年8月5日付け審査請求書、同月26日付け反論書によれば、審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件録音データの不開示理由として、条例第7条第4号の該当性を主張するが、当該条文の解釈を誤っている。

- (2) 議会での市議や市職員等の発言は、市民へ公開されているものであることから、本件録音データは、当然情報公開の対象である。
- (3) 処分庁は、本件録音データを市民が聞くことによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張するが、本委員会での質疑応答の内容が市民の間に混乱を生じさせるはずはない。
- (4) 川崎市の情報公開・個人情報保護審査会における答申（令和2年1月31日付31川情個第47号「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）」）において、実施機関である川崎市の教育委員会（以下「川崎市実施機関」という。）が行った教育委員会の音声データの開示拒否処分に対して、これを取消し、開示すべきだと結論が出されている。当該答申において川崎市情報公開・個人情報保護審査会は、川崎市実施機関が主張する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」の該当性については、どちらも認められないと判断している。

2 処分庁の主張

(1) 会議の公開と録音の禁止について

委員会の会議は、原則として公開され、傍聴することができる（西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）第19条）が、傍聴人による会議の録音については、特に委員長の許可を得た場合を除き、禁止されている（西東京市議会委員会傍聴規則（平成13年西東京市議会規則第3号。以下「傍聴規則」という。）第7条）。これは、傍聴人の録音が許されると、録音した音声を様々な場面で再生することが可能となり、また、複製したり、インターネット上で公開したりすることも容易であることから、会議における委員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためである。そして、本件録音データが開示されることになれば、傍聴人の録音が許されたと同様の事態となることは明らかであるから、本件録音データを開示することは、今後の委員会会議での率直な意見の交換や意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあり、傍聴人の録音を禁止した趣旨に反するものとなる。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

本件録音データは、永続的な記録となる会議録を作成するための補助的な手段とするもので、あくまでも会議録案を作成するために使用し、処分庁において関係資料等を参考にして、てにをは等の校正、文意を損なわない範

囲での重複表現や言い回し等の文言の整理及び文字の用語誤りの修正等を行っている。これは、会議における委員等の生の発言を会議録に逐一記録するよりも、おかしな言い回し及び明らかな重複表現や言い間違い等について校正を行い、発言の要旨を的確に記録する方が、会議の内容を住民に分かりやすく的確に伝えることとなるために行うものである。校正等を経てされる本委員会の会議録の公表前に、発言者の生の発言が逐一録音されているだけの録音データが開示されれば、その一部のみを聞いた者等が、発言者の発言内容について、校正等を行った会議録全体を通して読む場合には生じ得ない誤解をするおそれがあるといえる。したがって、本件録音データに記録されている情報は、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものといえる。

- (3) 以上のことから、本件録音データは、条例第7条第4号に規定する「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるもので不開示とするべき情報に該当するものと認められる。

理 由

1 本件に係る条例の規定について

条例は、公文書の開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない旨を規定している（条例第7条、別紙参照）。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、本件処分において、本件録音データが条例第7条第4号のうち「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当するとして不開示とした。

- (2) 審査請求人は、本委員会での質疑応答の内容が市民の間に混乱を生じさ

せるはずはないと主張する。

しかしながら、発言者の発言の趣旨を的確に記録するための修文がなされた会議録と異なり、本件録音データには、発言者の言い間違え等を含む生の発言がそのまま記録されている。そのため、その一部のみを聞いた場合、完成した会議録を読む場合には生じ得ない誤解を招くおそれがあると認められる。

そして、会議録が公開される前は、当該会議における発言を正確に理解するための公開された資料は他に存在しないため、上記誤解を解消することは困難である。

したがって、会議録の公開前に本件録音データを開示することは「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると認められる。

- (3) 傍聴規則は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為の禁止（第6条）と別に、写真、映画等の撮影又は録音等の禁止を規定（第7条）しており、その趣旨は、傍聴人による録音が許されると録音した音声を様々な場面で再生することが可能となり、また、複製したり、インターネット上で公開したりすることも容易であることから、会議における議員（委員）の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためであると考えられる。そして、録音データが開示されることになれば、傍聴人の録音が許されたのと同様の事態となることは明らかである。

また、本委員会の会議は、インターネット配信による中継や録画の配信が行われておらず、傍聴人による録音が許可されていなかったことから、本委員会の委員等の発言者は、会議における発言については録音データとして公にされないとの認識で発言を行っていた。それにもかかわらず、事後に承諾もなく、本件録音データが開示されることになれば、今後、会議において委員等の発言者に心理的制限がかかるなどの萎縮効果が生じることは否定できない。

条例に基づく公文書の開示請求は市民であれば誰でも行うことができ、市民以外に対しても任意開示が認められること、録音データについて悪意ある編集等がなされた音声が一度インターネット上に公開されれば、当該発言を行った委員等への影響は計り知れないこと等に鑑みれば、本件録音データを開示した場合、今後、本委員会における委員等の発言者に心理的制限がかかると認められる。

したがって、本件録音データを開示することは、会議録の公開の前後を問わず、発言者に心理的制限がかかり、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

(4) 以上のことから、本件録音データは、条例第7条第4号に規定する「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるもので不開示とするべき情報に該当する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

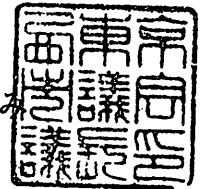
他に本件処分について違法又は不当と評価すべき事由は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定及び条例第17条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月6日

審査庁 西東京市議会議長 保谷 なおみ



教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表するものは西東京市議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求められません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は西東京市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算し

て1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

○西東京市情報公開条例（平成 13 年西東京市条例第 12 号）

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、開示することができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

で、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」と

う。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康及び財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずる

おそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

エ ア、イ及びウに掲げる情報のほか、開示することが公益上必要であると認められる情報

(4) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 監査、検査、徴税等の計画及び実施要領、争訟及び交渉の方針、試験の問題及び採点基準その他実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な実施又は運営に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると認められる情報